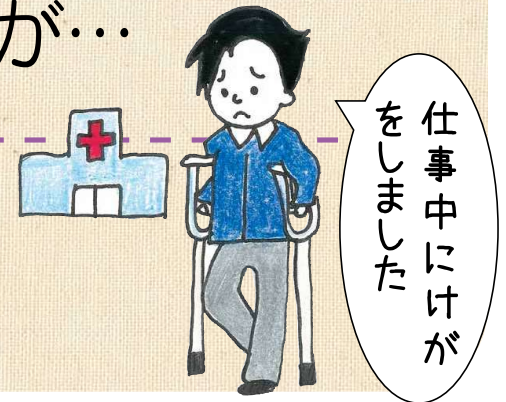




仕事中にケガをし、会社から「自分の健康保険で治療して」と言われたのですが…



業務上のケガは、**労災保険**で治療することとなります。



**労災かくしは  
違法です!**

※労災かどうかの判断は  
事業主ではなく、  
労働基準監督署が判断します。



労災保険は、パートやアルバイトを含めて、

**すべての労働者が対象**です。

(保険料は全て事業主負担)

医療従事者等が、仕事中に新型コロナウイルスへ感染したことで、仕事を休むこととなった場合も、**労災扱いとなる可能性があります。**

POINT

**労災のことは、労働基準監督署に相談しよう!**